

事業者である場合や、課税事業者でも簡易課税を適用しているケースであれば、仕入税額控除への影響はありませんので、免税事業者のままの選択となるでしょう。このように免税事業者である組合が適格請求書発行事業者に登録するべきかどうかは、組合員の状況次第で判断が変わります。従って、免税事業者である組合はあらかじめ組合員の総意を反映させる必要があるでしょう。なお、インボイス制度の開始時点から適格請求書発行事業者となるには、令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請を行わなければなりません。

Ⅳ インボイス制度で何が変わるの？

インボイス制度とは、割り切っていえば、登録事業者(適格請求書発行事業者)にならないと取引先に消費税の請求が出来なくなることです。インボイス制度の導入後(令和5年10月1日以降)は、適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書とは、①適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号、②取引年月日、③取引内容、④税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称が記載された請求書です。

適格請求書を作成し発行できるのは適格請求書発行事業者として登録された組合に限られます。適格請求書発行事業者として登録するためには消費税の課税事業者であることが要件となるため、組合が免税事業者のまま適格請求書発行事業者にはなれません。

消費税インボイス制度対応支援事業をご活用ください

本会では、インボイス制度導入への対応を図るため組合及び組合員への専門家派遣を行っております。また、個別の相談窓口を設置しているほか、組合主催の講習会開催経費への助成も行っております。是非ご活用ください。

【対象】

県内の中小企業組合及びその組合員企業等

【内容】

インボイス制度(インボイス制度対応に必要なデジタル化対応を含む。)に関連したテーマ

【補助対象経費】

専門家謝金・旅費、会場借料(自己所有の会議室を除く)等。

補助額は補助対象経費全額とし、組合への補助ではなく要した経費を本会が直接支払います。

【実施期間】

令和5年1月31日までに事業を完了すること